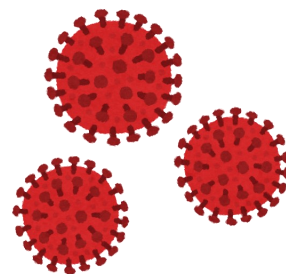


『コロナ禍による納税猶予取扱い 通達により詳細明示—国税庁』

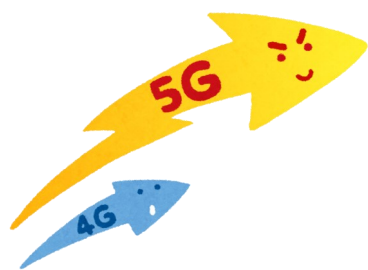
国税庁は先般、新型コロナ特法の規定による納税の猶予の特例の詳細を公表した。同法の規定による読替え後の国税通則法第46条第1項の「収入の減少があった」とは、納税者やその親族、従業員等の感染のほか、イベント開催や外出等の自粛要請、入国制限、賃料の支払猶予要請等による減少をいう。また、同項の「相当な収入の減少があった」とは、本年2月1日から国税の納期限までの任意の調査期間(連続した1月以上)の収入金額が、その直前1年間における同一の期間の収入に対し、約20%以上の減少が認められることをいう。収入金額には臨時的な各種給付金は含めず、まん延防止のための措置の影響により収入すべき対価の額を減免した場合も、その額は含めない。猶予期間は、1年を限度とする納税者が申請した期間で、猶予を受ける国税の納期限の翌日が始期。

猶予が受けられるのは、納税者が有する現金・預貯金等の額からそれぞれ次に定める額を差し引いた額を、納付すべき国税の額より控除した金額。○法人の場合には、事業の継続のために必要な少なくとも今後6か月間の運転資金の額 ○個人の場合には、納税者及び生計を一にする配偶者や親族の生活の維持、及び事業の継続に必要な、それぞれ今後6か月間の費用の合計額



『海外展開強化へ向け行動計画 5G日本モデル導入—総務省』

総務省は「海外展開行動計画2020」を策定した。同省は情報通信、郵便、電子政府、統計、消防、行政相談制度など幅広い分野で海外展開を推進し、日本の事業者の海外展開支援や日本経済・地域経済の活性化等を進めてきた。今回の計画策定は、同省全体の総合力を一層発揮するなど政策資源を総動員し、より実質的に海外展開を進めるのが目的。政策の基本的方針と取るべき行動についての計画を定めた。ポイントは▽ローカル5Gを含む5G日本モデルの導入推進と、5Gを支える光海底ケーブルなどの質の高いインフラ整備の推進▽政策資源を総動員し、官民一体となった海外展開の推進▽新型コロナウイルス感染症に対応するための日本の技術と経験を活用した国際協力(通信網整備、ビッグデータ利用、遠隔医療等)など。特に強化すべき視点・取り組みは▽5Gを起点とした産業基盤の展開▽「デジタル海外展開官民協議会」(仮称)による連携強化、情報収集、「世界標準」を見据えた国際機関での合意形成▽Society5.0実現に資する海外展開向けイノベーションの創出等▽国・地域の特性に応じた展開方針は「海外展開カルテ(個票)」を国・地域別に作成、海外展開の全体像を把握▽新型コロナ感染症に対する取り組みのさらなる強化。



出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com